2024年４月15日 参議院決算委員会　会議録抄

省庁別審査

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。

　防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策からお伺いをします。

　今回、この３か年緊急対策に基づく実施状況及び予算の執行状況、効果などを会計検査院が調査を、検査を行ったところ、幾つかの問題の指摘がされています。そのうちの１つに、内閣官房は３か年緊急対策予算に基づく国の支出済額等を集計しておらず、全160対策のうち69対策は対策ごとの支出済額等が把握されていなかった事態が報告されています。

　なぜ３か年緊急対策予算に基づく国の支出済額等を集計していなかったのか、また、69対策について対策ごとの支出済額等を把握していなかった理由、さらにはこの指摘を受けて今後どのように取り組むのか、参考人にお伺いいたします。

**○岡村次郎　内閣官房国土強靭化推進室次長**　お答え申し上げます。

　昨年５月の会計検査院の報告書において、３か年緊急対策の実施状況に関して、対策ごとの支出済額が把握されていなかったとの御指摘がありました。この原因としましては、３か年緊急対策の支出済額については、国の決算の費目分類より更に細かい分類であるため、改めて地方公共団体等に対し詳細な確認作業が必要となることから、集計を行っていなかったためでございます。

　指摘を踏まえての対応方針としましては、対策の実施状況を国民に対して分かりやすく説明する観点から、地方公共団体等における事務負担を考慮した適切な方法により、各府省庁において可能な限り支出済額の把握を行うことといたしました。

　現在、３か年緊急対策のフォローアップとして支出済額の集計を行っているところでございまして、今後、集計結果を内閣官房国土強靱化推進室において公表することといたしております。

**○岸まきこ**　地方自治体のいわゆる事務量も負担が多くなるのでということでこれまではやっていなかったけれども、なるべく分かりやすく決算に載せられるようにしていくというお答えをいただきました。引き続き、自治体の負担は軽くしながらも、なるべく予算をどのように使ったのかは分かりやすくしていただくようにお願いいたします。

　次に、防災・減災対策は終わりなきものであって、国民の命を守るためにも重要な事業となっています。とはいえ、優先順位を付けていかないと、限られたものでもあるので、そういったことも必要です。

　内閣官房が国土強靱化の取りまとめを行っているということは、そういった難しいかじ取り役を担っているからだとは思うんですが、この意義について松村大臣にお伺いします。

**○松村祥史　内閣府防災担当大臣**　お答え申し上げます。

　我が国は自然災害がやはり頻発化しておりますし、また一旦起きますと激甚化いたします。こんな中で、国民の生命、財産を守り、国家、社会の重要な機能を維持するため、内閣の重要な施策の１つといたしまして、国土強靱化の取組を推進しているところでございます。

　その推進に当たっては、国土保全、交通、物流、保健医療、福祉を始め、幅広い施策分野におきまして関係府省庁が連携した対応が必要でございまして、内閣官房が総合調整の事務等を担っているところでございます。具体的には、５か年加速化対策を着実に推進いたしますとともに、昨年７月に新たな国土強靱化基本計画を策定したところでございます。

　施策の重点化を図りつつ、内閣官房を中心に、政府一体となって国土強靱化の取組を進めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　大臣、ありがとうございます。

　やはり、この問題というのは、限られたマンパワー、特に、実際に事務を実施するというか、計画を実施するのは自治体になってくるので、限られたマンパワーの中でやっていくということもありますし、それぞれの省庁ごとにこの事業は大事なんだというところはありながらも、やっぱりその調整役というのは内閣官房でやっていかなきゃいけないというところだと思いますので、どれが優先順位というのは難しいかもしれませんが、引き続き、皆さんの防災・減災対策を努めていただきたいというところです。

　災害はいつどこで起こるか分からないので、備えというものは全国くまなく対策が必要ではあるものの、特に人口が過密状態にある東京都などの対策は重要となっています。

　阪神・淡路大震災や能登半島地震においても火災による被害が甚大でした。東京には下町も多く、住宅が密集している地域もありますが、首都直下型地震の対策を国としてどのようにお考えなのか、大臣にお伺いします。

**○松村祥史　内閣府防災担当大臣**　まず、平成25年の中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループにおきまして、ここでの最終報告におきまして、一たび首都直下地震が発生した場合、最悪のケースでは、死者数約23,000人、建物の全倒壊数約61万棟、こうした被害が及ぶと、甚大な被害が想定されております。このうち、委員御指摘のように、約７割が火災によるものとされております。

　このため、政府におきましては、平成27年３月に、こうした事態を何としても防ぐべく、定量的な減災目標を設定した基本計画を定めまして、10年間で死者数及び建物の全壊棟数をおおむね半減させることとする目標として対策を推進をしているところでございます。

　具体的には、特に火災対策として、建物の不燃化や危険性の高い木造密集市街地等の解消、こうしたものに取り組んでおりますし、揺れ対策といたしましては、住宅、学校、防災拠点となる公共施設の耐震化などに取り組んでいるところでございます。

　引き続き、国民の生命と財産、そして身体を守るために、防災・減災、国土強靱化、しっかりと取り組んでまいります。

**○岸まきこ**　大臣、ありがとうございます。

　今聞いたとおりでも、想定をすると相当な被害を生んでしまうということで、その約７割が火災によるものを想定しているということで、なかなか個人のお宅、おうちまでをどんどんどんどん変えていくというのは難しいかもしれませんが、とはいえ、やっぱりこの輪島における火災の状況を見ても、やっぱり国として何らかの対策を取っていかなきゃいけないので、引き続きよろしくお願いいたします。

　次に、実際に災害が発生した後のことをお伺いします。

　本年１月１日にも能登半島を中心とする地震が発生し、今なお自宅倒壊等によって避難を余儀なくされている方がたくさんいらっしゃいます。これまで国としてもプッシュ型の支援というワードを使って対応しているところで、私も実は参議院の予算委員会の中で積極的な国の支援を松村大臣に求めてきました。国としての積極的な支援は必要なんですが、プッシュ型というのは、時に被災者や被災地にとってニーズが、差異が生じることもあると考えています。この間の新聞でも、やっぱり物資が偏ったり、必要なところに適時届かなかったりという問題があるというようなことも指摘されていました。

　むしろ、被災自治体から見れば、国にしてほしいことはプッシュ型ではなくプル型支援ではないかというところの問題提起です。

　特に、発災直後や現在のように、復旧復興に向け、進むに当たっては、プル型、自治体側、被災者側が望むニーズに財政的支援を含め応えることが重要となっています。可能であれば、様々な省庁ごと、事業ごとのメニューではなく、一括交付金のように自治体が安心して地域の再生に向けて取り組めるよう、抜本的に国の支援策を見直すべきと考えますが、大臣の見解をお伺いします。

**○松村祥史　内閣府防災担当大臣**　岸委員の御指摘、大変重要だと思っております。

　やはり、発災後、現場からの細かなニーズを捉えることは、これはもう重要極まりないと思っております。そのため、現地対策本部や現地に派遣したリエゾンの皆さんから細かくニーズを聞き取りながら対応をしてきたところでございます。したがって、当初はプッシュ型でございます。しかし、途中から、プル型といって、いろんな細かな御要望を聞き取った対応をやってきたところでもございます。

　これ、被災地をどのように支援をするかにつきましては、災害ごとに被害の状況や復旧復興の進め方など、こうしたものを踏まえて検討する必要があると思っております。東日本のときにはやはり広範囲でございましたし、熊本地震のときもそうでありました。今回は地理的制約というのもございました。その災害ごとにやはりきめ細かな状況分析をし、対応をすることがやはり重要だろうと私は考えております。

　財政支援につきましても、１月に策定をいたしました支援パッケージに基づきまして、被災地の声も踏まえ、総理を本部長といたします復旧・復興支援本部を司令塔にいたしまして、必要な対策と財政措置を機動的、弾力的、総合的に講じているところでございます。

　委員の問題意識は、やはり現場が使いやすいようにと、それは私どもも考えておりまして、財政支援、３か月でございますが、この時点ではまだ全容が全て把握できているわけではございません。しかしながら、その中にあっても、国交省においては、権限代行というような形で地方の負担を取り除くべく国の方が率先をしてやるであるとか、いろんな災害の状況に合わせて対応をしているところでございますので、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　大臣の御地元の熊本地震がちょうど昨日で８年を迎えたというふうに考えています。

　そのときもそうだったんですが、やはり地元ではこういったところを復旧とか復興にしていきたいと思いながらも、それぞれのお金がある、補助金があるメニューしか、やっぱりそっちに優先的に、優先的にというか、そこが、お金がどうしても被災自治体の方では限られているので、国のメニューがあるものしかできないというような声もあったんです。

　そういったことも含めると、３か月間は大胆に心配しないでやってくださいとやっているんですが、その後の復旧復興についても、できるだけ縦割りの省庁とか事業ごとではなくて一括的にできるようにしていただきたいという要望です。

　防災訓練がどうなのかというところも課題となっています。ある意味、国の防災訓練もそうなんですが、岸田総理が、ＮＨＫも放送が入って、紙を読み上げながら、何月何日地震が発生しましたみたいな紙ベースに防災訓練をやっていまして、同じように市町村においても紙ベースで防災訓練をやっているので、どうしても、本当の、実際にはもっといろんなことがあるかもしれませんが、想定している訓練しかやっていないというのが実際のところです。

　そういった課題があるというふうに認識をしているんですが、このような訓練では、正直、残念ながら意味がないのではないかと。防災訓練の実効性を高めるためにも国の取組としてはどのようにお考えなのか、大臣にお伺いします。

**○松村祥史　内閣府防災担当大臣**　まず、防災訓練は、災害時の応急対策に関する検証、改善、また、住民の防災意識の醸成と知識の向上を目的としてこれ取り組んでいるところでございます。この訓練の実施に当たりましては、委員御指摘のとおり、実効性の高いものになるべきであると私も考えております。

　国の中央防災会議では、毎年度、総合防災訓練大綱を決定をいたしまして、防災訓練を企画、実施する際の基本方針や、地方公共団体の訓練への留意点などを示しておりまして、その中で、より実践的かつ起こり得る最悪の事態の想定、また、実際の判断、行動を伴う方式の訓練の実施等を促しているところでございます。

　内閣府におきましても、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震の発生を想定をいたしまして、国の機関と自治体とが合同で、参加者がシナリオを知らされない中での模擬訓練を行っております。

　実際に私もその現場を昨年の12月に視察をいたしまして、これは、面識のない方々がそれぞれの県であったり関係省庁と集まっていただいて、チームごとにそれぞれの部署をつくり、そこにいろんな事態をいきなり投げ込んでそれに対応いただくというような作業をやっていただく中で、いろんな関係が、関係性のない方々がその場で即応する訓練、こういった非常に緊迫感のある会議でございましたけれども、こういった訓練も行っているところでございます。

　さらには、内閣府では、各地で実効性の高い訓練が行われるように、国や地方公共団体等の職員さんを対象にいたしまして、訓練の企画の手法や図上演習などの研修も実施をいたしております。

　今後も、様々な手段を通じまして、防災訓練がやはり実効性のあるこういった取組になるように指導をしてまいりたいと考えておりますし、訓練いたしていても、これ、熊本地震の際の振り返りの中で熊本市の職員さんがまとめられた本というのを出されまして、やはりその中で、訓練していても実際とは違う、訓練とは違うと、こんな御意見がたくさんございました。そんなことも含めまして、広く啓発してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　本当に、訓練をしていても、大臣がおっしゃったとおり、実際にはいろんなケースがあって、それぞれによって異なってくるというのは間違いないんですが、でも、それでもやっぱり何も訓練をしていないところもまだまだ自治体によってはあったり、若しくはさっき言ったように紙を読んでいるところもあるので、訓練ベースでは多少いろんなことが、失敗が起きてもそのことを見直していくというのが訓練だと思うので、今言われたようなことを引き続き推進をしていただきたいと思います。

　特に原子力防災の訓練は、ヨウ素剤などの備蓄であったり放射線に対する知識など、30キロ圏内と30キロ圏外では大きく知識で異なることは、2011年３月11日の東電福島第一原発事故でも明らかとなっています。立地自治体や近くの自治体では、ヨウ素剤が用意されていたり、それをいつ住民の方に配布をして服用させるかなど一定の知識がある自治体と、原発から離れていたけれども風向きの影響で急遽避難を余儀なくされた自治体では、放射線から身を守るためのヨウ素剤や放射線測定器などの必要な備品不足を含めた知識が正直なかったということがありました。

　それまでは原発は安全なんだというようなものがあったので、一定程度、30キロ圏外のところは仕方がなかったのかもしれませんが、しかし、事故は起きて、自治体によっては対応が異なったことを考えると、原子力防災は一定程度の備えを考えておかなければなりません。これまでも何度か質疑をしてきているところですが、能登半島地震でもあれだけ大きな断層のずれが生じたことを踏まえると、更なる対策が必要です。

　政府としてこのことについていかがお考えなのか、お答え願います。

**○森下泰　内閣府大臣官房審議官**　お答え申し上げます。

　委員御指摘のとおり、原子力災害が発生した場合、原発の30キロ圏外にも影響が及ぶ可能性を考えておくということは必要と認識しております。

　原子力災害の備えについてでございますけれども、これ、原子力規制委員会が原子力災害対策指針というのを定めておりまして、その中で、住民に対する被曝の防護措置を短期間で効率的に行うために、あらかじめその影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で重点的に対策を講じておくこととされております。

　実際には、原発に近いほどその可能性が高いということから、我々、原発から５キロ圏内、さらには30キロ圏内の住民に対する支援を重点的に行っているところでございますが、内閣府では、先ほど委員からありました30キロ圏外の住民にも内容が伝わるように、現在でも、内閣府のホームページでの情報発信、あるいは自治体による住民への情報発信に対する支援、さらには自治体の職員への研修などを通じて、放射線防護や安定ヨウ素剤への知見を向上を図るように努めてきているところでございます。

　その上で、今日の委員の御指摘も踏まえまして、引き続き、関係道府県と相談して、地域の実情を踏まえた情報発信に努めてまいりたいと思います。

**○岸まきこ**　もちろん電力会社では事故が起きないように努力しているでしょうし、起きない方が絶対いいんです。でも、地震や津波、噴火など、人間の努力ではどうにもならない自然災害による原子力災害を想定した複合災害への備えが欠かせないというところです。

　この間もずっとさっきの質問をしてきて、30キロ圏外のところのヨウ素剤はどうなんだと言ったら、希望があれば助成金を出し、助成金だか補助金を出すよという取組はやっていると聞いているんですが、そうではなくて、やっぱり一定程度のところにはいち早く届くように仕組みとして考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに考えています。

　ケース・バイ・ケースかもしれませんが、地震や津波の場合の屋内退避ができないかも、原子力防災のときには、災害のときにはそういうことができないかもしれません。こういった複合災害をどのように対策するのか、お伺いします。

**○森下泰　内閣府大臣官房審議官**お答えいたします。

　これも委員御指摘のとおり、自然災害と原子力災害との複合災害に備えた対策は非常に重要だと考えております。

　現在、内閣府においては、原子力発電所の立地地域ごとに地域原子力防災協議会というのを設置しておりまして、自治体と関係省庁とのその枠組みの下で、地域の実情を踏まえながら、既に大規模な自然災害と原子力災害との複合災害を想定して、地域の避難計画を含む緊急時の対応を取りまとめた、あるいは取りまとめに向けて検討を行っているところでございます。

　引き続き、この枠組みの下で、地元の声をしっかりとお聞きしながら原子力災害対応の実効性向上に取り組んでまいりたいと思います。

**○岸まきこ**　先ほども言いましたが、事故は起きないことが一番いいんですが、もしものことを考えて、できる限りの対策を引き続きお願いいたします。

　次に、河野大臣にお伺いします。

　令和５年12月にデジタル行財政改革推進会議は、基金の点検、見直しの横断的な方針を定め、検討して、先日の報道によると、今月末にも点検結果の報告を行うというふうに出ていました。どのようなものが課題として挙げられてきたのかなど、現段階でお答えできる範囲で構いませんので、進捗状況を大臣にお伺いします。

**○河野太郎　行政改革担当大臣**基金、あっという間に200に増えておりまして、ちょっと時間が掛かっておりまして申し訳なく思っておりますが。まずはしっかりと定量的な成果目標を全て設けるということ、それから、期限を取りあえず10年で成果をしっかり判断をする、必要ならその先もあり得るということですが、まずはそこでしっかり判断をしようということ、それから、予算投入は３年分ということで、それも、この予算投入した分の成果を見ながら、また次に幾ら基金に入れていくのかというところはしっかり見ていこうということでございます。

　まずはそうした、今まで割とないがしろにされていた外形的なところからまずきちんとたがをはめていきたいというふうに思っておりまして、今、鋭意作業をしているところでございます。

**○岸まきこ**　是非とも、これは河野大臣は積極的にやっていただけるだろうというふうに期待をしております。

　令和４年度末時点における国の基金による事業数と残高、さらには、新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前であった令和元年度末との比較を参考人にお伺いいたします。

**○柴田智樹　内閣官房行政改革推進本部事務局次長**　お答えいたします。

　今お尋ねございました基金事業の数及び残高につきまして、各府省庁が毎年度公表しております基金シートを基に集計いたしますと、令和４年度、2022年度末時点で186基金事業、残高は合計で約16.6兆円でございます。一方で、令和元年度、2019年度末時点、コロナの前ということでございますけれども、それについて申し上げますと、162基金の事業、総額約2.4兆円となっております。

**○岸まきこ**　先ほども大臣にお答えいただいたとおり、気が付けば約200近くになっているということがここではっきりさせていただきました。令和元年、2019年でも162基金あったので、これでも結構多いとは思うんですが、更にちょっと増えてしまったというところです。

　基金全てが駄目だとは私は言いませんが、やっぱりこの機動的かつ柔軟に対応するためには必要な基金というのもあるとは考えます。しかし、当初予算だけではなく補正予算でもこの間新たな基金をつくって、その都度基金としなければならない理由が本当にあるのということを私たちの立憲民主党もずっと指摘をしてきたところです。

　それにもかかわらず、本来の目的であった事業費としては残念ながら使われずに、残高が高額になっているものが見受けられるというところです。もっと言えば、29の事業については、基金事業への支出がなくて、基金運営のための人件費や管理費のみが支出されていたことは問題であったと、これは残念ながら指摘せざるを得ません。厳しく言えば、基金に積み立てなければ余計な費用は発生しなかったということです。

　複数年にわたって基金に多額の予算を計上してきたことは率直に政府として反省するとともに、その妥当性をどのように捉えてきたのかというのを河野大臣にお伺いします。

**○河野太郎　行政改革担当大臣**　事業がなく管理費だけになっているものの中には、もうこれ潰すべきもの、それは潰します。ただ、つくられたばかりのものというのがあったり、あとはその万が一のときの保険のようなものがございますから、事業がなかったからといって、これは実は喜ばしいという、事業がないのが喜ばしいという類いのものもございますので、そこは少し分けて考えていただきたいと思いますが、事業がなくて管理費だけになってもうこれは要らないというものは、これは潰すということにしたいと思いますし、保有割合が余りに多いものについては、その分しっかり国庫に返納をさせるということをやらなければいけないと思います。

　先ほど申し上げましたように、今回、外見的なところできちっとたがをはめた上で、６年度、しっかりそれぞれの基金を個別に引き続き見てまいりますし、当然に今基金として行われているものについては国会などで説明責任をしっかり果たしていかなければならぬというふうに思いますので、これはもう国民の皆様にもこの基金をしっかり見ていただいて、問題があればどしどし御指摘をいただいて正していかなければいけないというふうに思っております。

　今、我々鋭意作業をやっておりますので、なるべく早く公開をして見ていただけるようにしたいというふうに思っております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　本当に駄目だったことは率直に駄目だったということを反省して、大事なのは、まあ決算なので、次の予算向けに、当たっても、きちんとそういったことを反省してこれから国として考えていかなきゃいけないというところなので、そこも踏まえるためにも今回のその見直しというのが重要になってくるので、引き続きよろしくお願いいたします。

　次に、予備費の使い方の問題というか、新型コロナウイルス感染症の臨時交付金についてお伺いをします。

　４月１日、当委員会において予備費の問題を私も指摘をしまして、予備費の不用理由の提出を求めたところ、資料を提出いただきました。予備費不用の理由は、理解できるところとやっぱり納得ができない部分もありますが、委員長、理事の皆様の配慮には感謝をいたします。

　本日は、予備費の繰越し問題ですね、予備費の繰越し問題、中でも内閣府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の予備費から2023年３月28日に閣議決定をした1.2兆円は、昨年の決算委員会でも指摘をしてきておりますが、やはり結果として1.2兆円の１円も使われずに全額を繰り越しているというのは問題です。

　当たり前のことではございますが、予算は単年度が原則であって、かつ予備費を国会会期中にもかかわらず使うというのは問題です。これは午前中の衆議院の方でも委員会で指摘をされていました。私たちの指摘をどう捉えているのか、また、1.2兆円繰り越した理由を自見大臣にお伺いします。

**○自見はなこ　内閣府消費者及び食品安全担当大臣**　お答えいたします。

　地方創生臨時交付金につきましては、物価上昇の現状を踏まえ、自治体が財政上の不安なく国民の暮らしを守るための切れ目のない支援を迅速に実施できるようにすることが重要であると判断をいたしまして、令和５年３月22日に開催されました物価・賃金・生活総合対策本部におきまして１兆2000億を措置するとしたところでございます。

　その上ででありますが、年度内の執行に向けまして、３月22日の物価対策本部の後、同日付けで事業概要を周知をいたしまして自治体の事前準備を可能としていたほか、３月28日の予備費の閣議決定後、自治体に対して速やかに交付限度額等をお示しするなど、できる限り早期の執行に向けて取り組んでいたところでございます。こうした取組を受けて早期に検討が開始された自治体もあったと承知をしており、例えば低所得世帯への給付について、年度内に予算額を決定した自治体がございました。

　しかしながら、地域の実情や当時の感染状況に合わせて必要な支援をきめ細かく実施するために、事業実施主体である自治体におきまして、事業の検討等に時間を有し、そして実施計画の策定等に不測の時間を要することとなったため、翌年度に繰越しを行うものとなったものでございます。

**○岸まきこ**　大臣の方から御説明いただきましたし、事務方の方からもそのような説明は事前にはいただいていたんですが、やはりこの単年度、ちゃんと予算を年度末に使うという観点からいうと、３月28日だと年度末って４日間しかないというところなんです。これはやっぱり非常に問題ですし、先ほど答弁にあった３月22日付けで事前の準備をしていただくというのも、本来、したとしても、自治体にとってみればきちんと予算が確定しない限りは動けないというのが実際のところです。

　もっと言えば、本来であれば、自治体だって自治体の議会を開いて補正予算なりをかけないと、本来的な業務としては専決処分で済ませていいという問題ではないので、なぜ４日間を待てなかったのかと。新年度からにしたら１年間掛けてしっかりと対策できるよということなのに、これをやったことはいかがなものかというのは指摘せざるを得ないというところです。

　ほかの科目についても、予備費についてはいろんな問題があるので、それぞれの省庁ごとに検証していくことが必要になってきます。そのことはまた別な機会があればやっていきます。

　次に、また、小林製薬の紅こうじを原料とするサプリメントの摂取によって、５人の死亡事例を始め多数の入院事例が発生するなど深刻な健康被害が生じています。この問題は、４月８日の当委員会にて、徳永エリ議員が機能性表示食品の問題を指摘したところです。

　また、立憲民主党としても４月10日に自見大臣に緊急要請を行っておりまして、その中にも、被害者救済を、消費者被害をこれ以上広げないためにも、消費者庁には、消費者への十分な情報提供、さらにはサプリメントそのものや健康被害が生じた対象製品に類似する製品への風評被害の防止、これも大事です。こういったことも配慮を要請しています。

　風評被害に配慮しながらも、消費者被害を拡大させないために消費者庁としてどのように取り組むのか、大臣にお伺いします。

**○自見はなこ　内閣府消費者及び食品安全担当大臣**お答えいたします。

　今般、回収命令の対象となりました３製品以外の小林製薬の紅こうじを原料とする製品への対応につきましては、厚生労働省が、小林製薬が直接紅こうじの原料を卸している会社等延べ225社に対しまして、事業者自らの点検を行った上で報告するように求めました。その結果、いずれの企業からも、過去３年間で医師からの当該製品による健康被害が１件以上報告された製品等に該当するものの報告は得られなかった。これを受け、回収命令の対象となった３製品と同じ原材料を使用している製品については回収の対象に該当しない旨が厚生労働省のホームページに掲載をされました。

　この迅速な対応には感謝をしてございます。正しく恐れるということでは、必要な情報を速やかに国民に渡していただく、そのための手続をしていただいたと思ってございます。

　その上で、現在、厚生労働省において原因究明が取組を進められているとも承知をいたしておりますが、風評被害を防止するためにも、今般の健康被害の原因となった物質と当該物質が製品に含有されるに至った原因の特定進むことは、まずは期待はしたいと思ってございます。

　消費者庁といたしましては、厚生労働省や関係省庁とも緊密に連携をし、タイムリーに情報発信をしてきたということでございますが、このことが消費者の皆様の懸念の払拭につながっているということも考えてございまして、引き続き、より一層緊密な連携の下に対応してまいりたいと思ってございます。

**○岸まきこ**　大臣の答弁にあったとおり、健康被害については厚労省の方で所管になるんですが、消費者被害の方は消費者庁で引き続き風評被害の対策も含めて取り組んでいただくということで確認を取りました。

　５月末をめどに機能性表示食品制度の在り方を見直すように官房長官から消費者庁に指示があったと承知しております。消費者庁に新たな対策チームが設置されましたが、見直しに当たっては消費者団体の意見を踏まえて対応をしていただきたいということを最後に要請をして、私の質問を終わります。